

みんなの博物館応援基金 募 集 要 項



平成29年4月改訂

名古屋市教育委員会

目 次

法人・団体向け

1 寄附などについて	2
2 サポーター特典について	2
3 申込者の資格	3
4 申込方法等	4
5 申込書類等の提出先等	4

個人向け

1 寄附などについて	5
2 サポーター特典について	5
3 申込方法等	6
4 お問い合わせ先	6

募集のあらまし

名古屋市博物館（以下「博物館」という。）は、名古屋市の人口 200 万人突破事業の一つとして計画され、昭和52年10月 1 日に開館し、平成29年度には開館から40周年を迎えます。

この記念すべき40周年を契機に、博物館がみなさまにとって身近な存在であることをアピールしていくため、博物館を応援してくださるサポーターを募集します。

サポーターとなっていただいたみなさまには博物館を応援していただくための寄附をしていただくかわりに、特典をご用意させていただいております。

寄附金は、博物館において開催する事業経費や設備や備品更新などに充てることにより、施設の魅力向上を図ってまいります。

博物館とみなさまとのパートナーシップにより、事業等を充実させ、博物館に対する興味や理解を深めることをサポートしていただくことを目指しておりますので、ぜひ趣旨にご賛同いただき、ご応募ください。

法人・団体向け

1 寄附などについて

(1) 寄附金額

1口 100,000円

(2) サポーター期間

寄附をしていただいた日（平成29年4月1日以降）から1年間とします。

(3) 税の控除について

寄附された金額は法人税法の規定により、全額を損金算入することができます。

(4) その他

寄附金額及びサポーター特典につきましては、申込者からのご要望に基づき、協議に応じさせていただきます。

2 サポーター特典について

(1) 博物館内にサポーター名を掲出

博物館内にパネルを設置し、サポーター名を掲出します。

(2) 博物館開館40周年記念ロゴの使用（平成29年度限定）

開館40周年を記念して製作したロゴを使用することができます。

名古屋市博物館 40周年記念ロゴマーク決定しました！



制作：名古屋市立工芸高校デザイン科

(3) 博物館ホームページでサポーター名を紹介

博物館のホームページ内にサポーターの紹介ページを製作し、サポーター名を紹介します。

（平成27年度博物館ホームページトップページアクセス件数 389,704件）

(4) 博物館の名称と写真の使用

ア 博物館サポーター呼称について

（例えば、「株式会社〇〇は、名古屋市博物館のサポーターとして応援しています。」と自社のホームページや名刺などに表示していただくことができます。）

イ 博物館の名称や写真を広告・販売促進などでもお使いいただけます。

(5) 特別展開会式へのご招待

サポーター期間中に開催される特別展の開会式へご招待いたします。

(6) 常設展年間パスポートの提供

常設展年間パスポートを30枚提供いたします。

3 申込者の資格

政治的又は宗教的目的を主たる目的とする法人及び名古屋市教育委員会広告掲載要綱第3条に規定する規制業種・事業を営む法人等は申込みができません。

また、名古屋市暴力団排除条例（平成24年名古屋市条例第19号）第2条第2号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は同条例第2条第1号に規定する暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する法人等は申込みができません。

（参考）名古屋市教育委員会広告掲載要綱（抜粋）

（広告の範囲）

第3条 次の各号のいずれかに該当するものは、広告掲載を行うことができない。

(1) (略)

(2) 業務又は事業者に係る範囲

ア 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条に規定する営業形態又はそれに類似するもののうち、青少年の健全な育成を阻害するおそれのあるもの

イ 貸金業法（昭和58年法律第32号）第2条に規定する貸金業

ウ 民事再生法（平成11年法律第225号）及び会社更生法（平成14年法律第154号）による再生又は更生手続中のもの

エ 商品先物取引に係るもの

オ 法律に定めのない医業類似行為に係るもの

カ 行政機関からの行政指導を受け、改善がなされていないもの

キ 名古屋市暴力団排除条例（平成24年名古屋市条例第19号）第2条第2号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は同条例第2条第1号に規定する暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有するもの

ク その他各種法令等に違反しているもの

(3) その他広告掲載がふさわしくないと教育委員会が認めるもの

4 申込方法等

(1) 申込書類

- ア 応援基金申込書（様式1） 1部
- イ 法人等の概要（様式2） 1部

様式の記載事項を満たすものであれば、パンフレット等でも結構です。

(2) 申込方法

申込書類に必要事項を記載し、添付資料を添えて、下記の提出先まで郵送又は持参によりお申込みください。

(3) 納付方法

申込者の資格確認後、協定を締結し、協定書とともに寄附金を納めていただく納付書を送付いたしますので、納付期限までに納付してください。

5 申込書類の提出先等

名古屋市博物館総務課

郵便番号：467-0806

住 所：名古屋市瑞穂区瑞穂通1丁目27番地の1

電話番号：052-853-2655（休館日等の場合は、052-853-2657）

ファックス番号：052-853-3636

電子メールアドレス：a8532655@kyoiku.city.nagoya.lg.jp

個人向け

1 寄附などについて

(1) 寄附金額

1口 10,000円

(2) サポーター期間

寄附をしていただいた日（平成29年4月1日以降）から1年間とします。

(3) 税の控除について

①所得税

(寄附金額(※1)－2,000円)を所得控除

(所得控除額×所得税率(0%～45.945%(※2))が軽減)

②個人住民税(基本分)

(寄附金額(※1)－2,000円)×10%を税額控除

③個人住民税(特例分)

(寄附金額－2,000円)×(100%－10%(基本分)－所得税率(0%～45.945%(※2))

→①、②により控除できなかった寄附金額を、③により全額控除(所得割額の2割を限度)

※1 対象となる寄附金額については、所得税は総所得金額等の40%が限度で、個人住民税(基本分)は総所得金額等の30%が限度

※2 復興特別所得税を含めた率

「ふるさと納税ワンストップ特例制度について」

税控除の適用には、原則確定申告が必要です。

「ふるさと納税ワンストップ特例制度」は、寄附時に申請していただくことで、確定申告をしなくても税控除の適用を受けることができる制度です。詳しくは名古屋市公式ウェブサイトをご覧ください。

【この制度が適用されるのは、次のいずれにも該当する方です。】

- ・ 給与所得者等の方で、確定申告の必要がない方
- ・ 寄附先の都道府県及び市町村が5団体以下の方

2 サポーター特典について

(1) 博物館内にサポーター一名を掲出

(2) 博物館ホームページでサポーター一名を紹介

(3) 特別展へのご招待

サポーター期間中に開催される特別展のうち、1展覧会をお選びいただき、2名までご招待いたします。

(4) 常設展年間パスポートの提供

常設展年間パスポートを2枚提供いたします。

3 申込方法等

博物館に備付けの納付書に必要事項をご記入のうえ、指定する納付場所で納めていただくか、下記の連絡先にお問合せください。

4 お問合せ先

名古屋市博物館総務課

郵便番号：467-0806

住 所：名古屋市瑞穂区瑞穂通 1 丁目27番地の 1

電話番号：052-853-2655（休館日等の場合は、052-853-2657）

ファックス番号：052-853-3636

電子メールアドレス：a8532655@kyoiku.city.nagoya.lg.jp